

三重県文化財保存活用大綱

概要版



令和2（2020）年11月
三重県教育委員会

三重県文化財保存活用大綱の目的と位置づけ 【第1章】

大綱策定の背景

三重県では、平成20(2008)年をピークに人口の減少がはじまっています。令和22(2040)年の県人口は150万人(平成30(2018)年は約179万人)と推計されています。少子・超高齢社会が到来した現在、これまで文化財を守り伝えてきた集落や地域コミュニティの存続が大変難しくなっており、将来の人口減少は、これに拍車を掛けると考えられます。

また一方で、火災・地震・水害等の災害による文化財破損・滅失等への懸念が近年増えています。被災地が復興するにあたり、守り伝えられてきた文化財が地域の象徴として大きな役割を果たすことを、東日本大震災の経験を通じて私たちは改めて認識しました。文化財を災害からどのように守っていくのが、大きな課題となっています。

平成31(2019)年4月1日に改正・施行された文化財保護法(以下「法」という。)は、人口減少・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止、指定以外の文化財も含めた保護対策を講じること、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承への取組が必要であること、などが趣旨です。そしてその一環として、地域における文化財の総合的な保存・活用を進めるため、都道府県による文化財保護の総合的な施策の大綱策定や、市町による域内の文化財保護に関する総合的な計画(文化財保存活用地域計画)作成が法に位置づけられました。

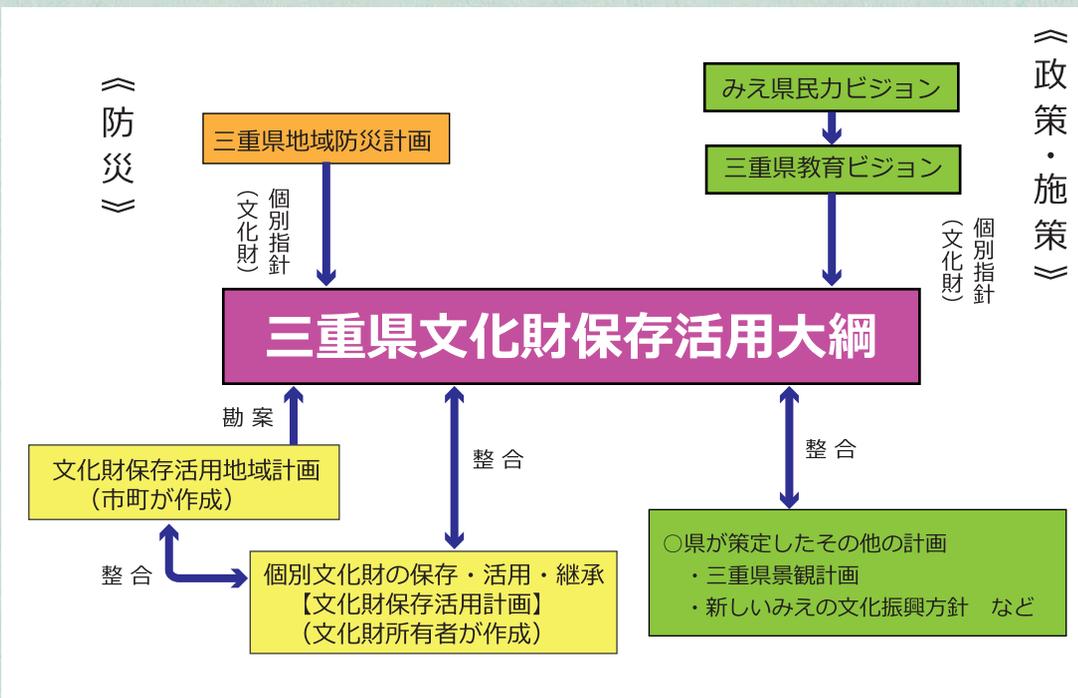
- 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸などの防止が喫緊の課題
 - 文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むことが必要
- ➡ 地域における文化財の計画的な保存・活用の推進を図る

法改正

文化財保護法の改正(平成31年4月1日)
都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる
(文化財保護法第183条の2第1項)

三重県文化財保存活用大綱

- 県内における文化財の保存・活用・継承のための基本的方向性の明確化
- 県内での取組を進めるための共通基盤作成



三重県内には、左図のように様々な計画があります。文化財保存活用大綱に基づく文化財保護は、これらと整合しながら進めるものです。

三重県文化財保存活用大綱と関係計画など

三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針【第2章】

4つの柱

文化財の大切さを正しく理解し、活用していくことは、県民の皆さんの生活や文化の豊かさに直接つながります。県民のみなさんによる文化財を活かした活動を支援する仕組みづくりは、県の重要な責務といえます。

三重県では、①適切な保存、②有効な活用、③確実な継承、④災害への対応、を文化財保護のための「4つの柱」と考えています。

県民力の結集に向けて

地域社会総がかりで文化財の保存・活用・継承に取り組むためには、「県民力」を結集し、関係する多様な主体それぞれが当事者として、期待される役割を担っていくことが大切です。

○文化財所有者の役割

- ・文化財を保護する直接の当事者として、日常の維持管理や修理、可能な限りの公開の実施

○「地域」の役割と期待

- ・地域社会総がかりで文化財を保存・活用・継承するための活動の推進

○行政の役割

- ・文化財の保存・活用・継承に必要な支援と情報発信の強化
- ・災害に備えたネットワーク構築と緊急時のレスキュー活動

○高等教育機関、企業への期待

- ・専門性を活かした研究の進展と学術的指導や助言、人材育成（高等教育機関）
- ・文化財と共存する環境づくりや必要に応じた支援（企業等）

❗「文化財保護」と「保存・活用・継承」

三重県文化財保存活用大綱では、「文化財保護」ということばについて、文化財保護法という「保存」・「活用」に「継承」を含めた広義の意味を持たせて使っています。

目標

- 全ての人が、本県の文化や地域の歴史等を学び親しみ、心豊かな生活を送る
- 文化財の価値が末永く守り伝えられ、将来の県民もその価値を享受する

そのためには…

課題

特色ある歴史的風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財が、適切に守られ、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくりにも活用され、継承されていることが必要

三重県が重視する文化財保護の4つの柱

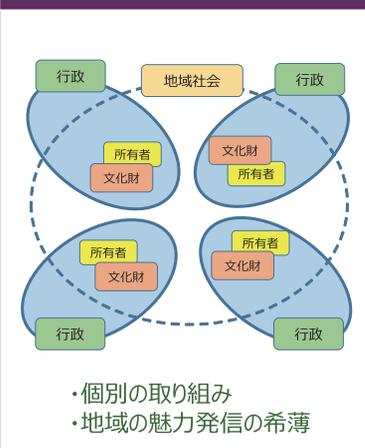
① 適切な保存

② 有効な活用

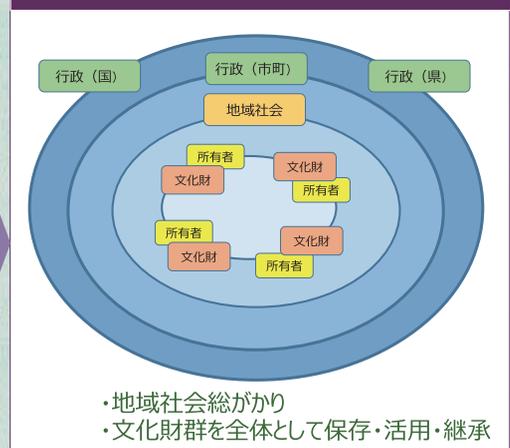
③ 確実な継承

④ 災害への対応

これまでの文化財保存・活用・継承の取組



三重県が目指す文化財保護のすがた



文化財保護のこれからのすがた

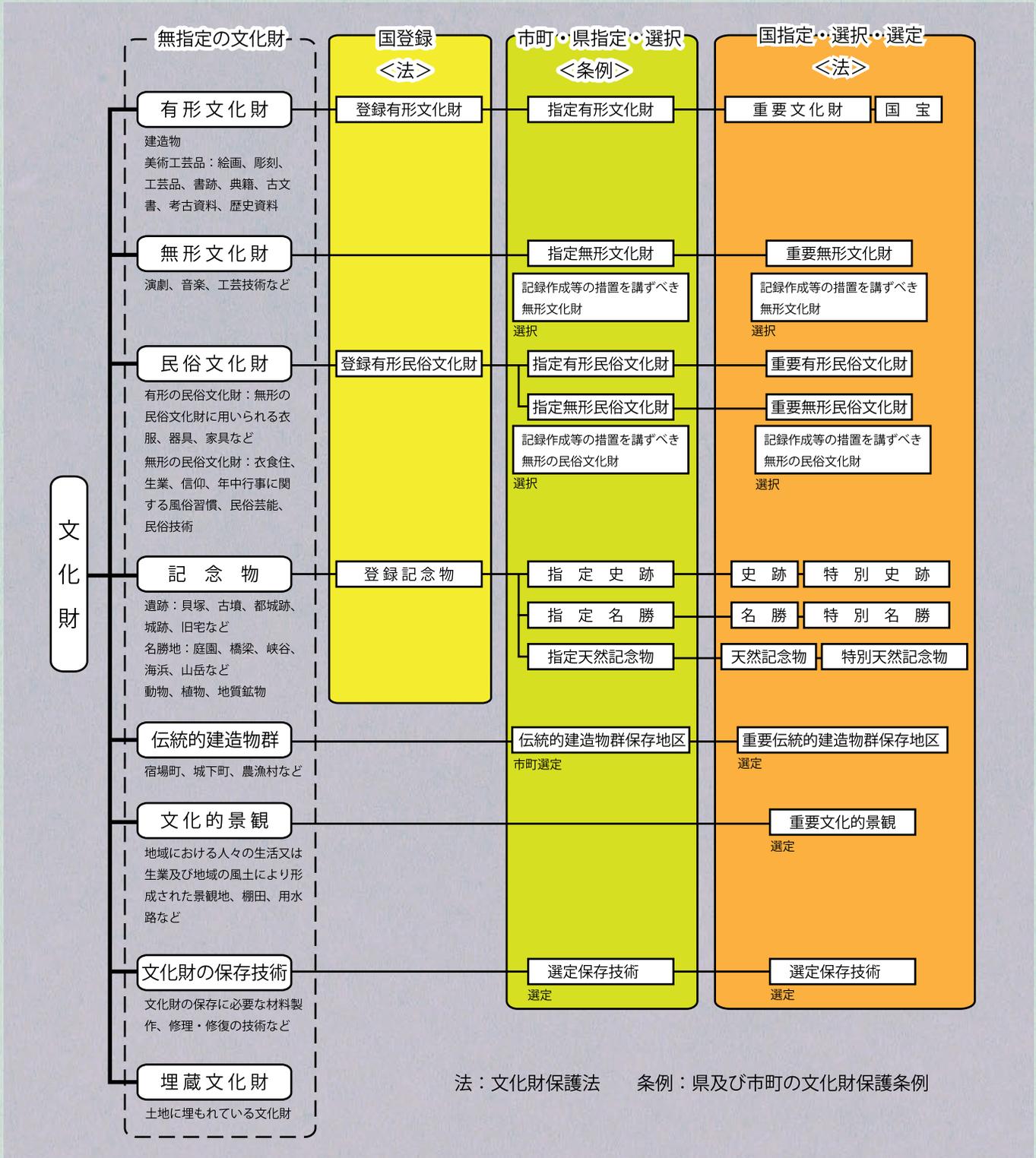
所有者や地域の皆様方による努力で、文化財はこれまでも大切に守られてきましたが、上図左のように、それぞれの文化財が個々バラバラに守られており、地域や文化財所有者どうしの連携はそれほど積極的に進められていませんでした。

今後は、市町による文化財保存活用地域計画の作成などにより、地域にある多彩な文化財を「群」として見ることで、地域社会総がかりで文化財を守っていく上図右のような状態に少しでも近づけることが目標です。



文化財保護法や県・市町の文化財保護条例でいう文化財は、下図のような体系になっています。文化財は、国・県や市区町村によって指定・登録等がされているものだけだと思われがちですが、そうではありません。法や条例では、価値が高いもの、あるいは、欠くことのできないものを文化財と規定しており、そのなかで特に重要なものについて、国・県や市区町村が指定・登録等をして保護することが示されています。つまり、指定・登録等の文化財とは、その重要性等を法令に基づいて認識したものであり、価値の高さ、あるいは欠くことができないという点に関しては、指定等されているかどうかは関係無いといえます。

法令に基づく指定等がなされていない文化財は、「未指定文化財」や「非指定文化財」といったことばがあげられることがあります。しかし、指定を前提とせず大切に守られていく文化財もあるという意味を含め、本大綱では「無指定文化財」という用語で示しています。



文化財の種類と体系

三重県の自然・歴史環境

三重県は、日本列島本州のほぼ中央、太平洋側に位置しています。県域は東西約 80 km、南北約 170 km で南北に長い県土となっています。行政的には、県の南部から北部にかけて、和歌山県・奈良県・京都府・滋賀県・岐阜県・愛知県と県境を接しています。本県は近畿地方の東部であるとともに、東海地方の一角にもあたり、都道府県単位で見た地域区分では境界域にあたるという特徴があります。

本県は、海岸線では伊勢平野の砂浜海岸と熊野灘沿岸部のリアス海岸、山岳は養老山地・鈴鹿山脈や布引山地・高見山地・紀伊山地といったように、多彩な自然環境に恵まれています。河川も、伊勢湾・熊野灘へと流入する水系と、淀川を経て大阪湾へと流入する水系があります。他の都道府県では見られないこの自然環境は、本県独自の多様な動植物とともに、歴史的にも西日本（近畿地方以西）と東日本（東海地方以东）をつなぐ重要な役割を育んできました。このような本県の特徴は、つぎのようにまとめることができます。

- ① 日本列島本州のほぼ中央に位置する本県は、海岸地形・山地・地質などに多彩な景観が見られ、特徴的な動植物を育みました。
- ② 県域の多彩な自然環境は、相互に関連を持ちつつも個性的な地域文化や生業を県域の各所に展開する基礎となりました。
- ③ 本県は近畿地方（西日本）の東部に位置し、東海地方以东（東日本）との接点に位置することから、陸上・海上交通の結節点として、日本列島の中で重要な歴史的役割を果たしてきました。
- ④ 伊勢参宮による日本列島規模での往来が本県で展開したことにより、人が行き交う場所であることに根差した特徴的な文化を育んできました。

地域区分の考え方

本県域は、北勢・中勢・南勢志摩・東紀州・伊賀の、大きく5地域に便宜的に区分することができます。そしてこれらの地域には、平安時代頃に成立した郡や郷・里、鎌倉・室町時代頃の荘園や村、江戸時代の藩や村、明治時代の村など、大小様々な地域のまとまりが含まれています。これを図示したのが下の図です。本県域を「ステージ5」、北勢地域や東紀州地域を「ステージ4」とし、大字や自治会単位を最小単位と考え、「ステージ1」としました。

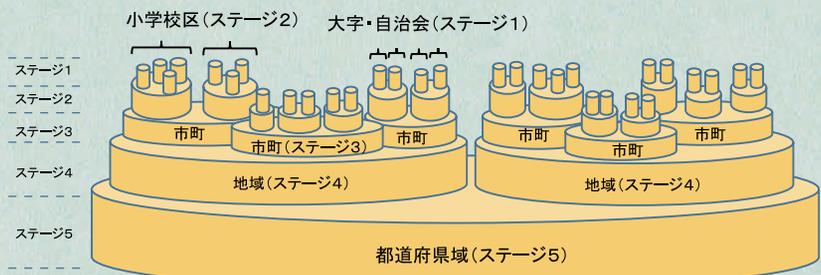
文化財には、これら様々なステージに応じた保存・活用・継承の方策が求められるのです。



三重県の位置



三重県の地域区分



地域区分の考え方（ステージ）

文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置【第5章】

本県が重視する文化財保護の4つの柱について、主に県が行う取り組みを示したのが右図です。保存・活用・継承は相互に関係します。そして、これらを下支えするのが文化財災害への対応であり、専門的人材の育成です。

以下では、このうちの保存・活用・継承と、専門的人材の育成について、具体的な内容を示しています。

保存

○文化財の把握調査

文化財を総合的に保存・活用していくため、どこにどんな文化財があるのかを把握する調査は欠かせません。文化財が所有者の財産であることを前提に、丁寧な調査を実施します。天然記念物については、時節に応じた保護管理指針を作成し、関係機関で共有します。

○指定等による保護

現在指定されている文化財については、文化財所有者と協力しながらその保護に努めます。また、指定による保護が必要な文化財については、新たに指定をします。

○文化財の状況把握と所在確認

文化財の保存・活用・継承を進めるにあたっての基礎資料となる「文化財リスト」については、無指定文化財を含め、県民の皆さんの協力を得ながら作成します。「文化財リスト」は主に市町が作成します。

活用

○情報発信

文化財の本質的価値を伝えるため、県では展示・講演会・文化財体験型イベントなどの情報発信を積極的に行います。

○文化財の公開

文化財の本質的価値を損なわないよう細心の注意を払うとともに、文化財所有者の意向を尊重しながら、積極的な公開に努めます。

○まちづくりと観光誘客

個々の文化財を単体として保存・活用するだけでなく、関連文化財群として情報発信し、まちづくりと観光誘客につなげます。

継承

○市町による文化財保存活用地域計画の策定

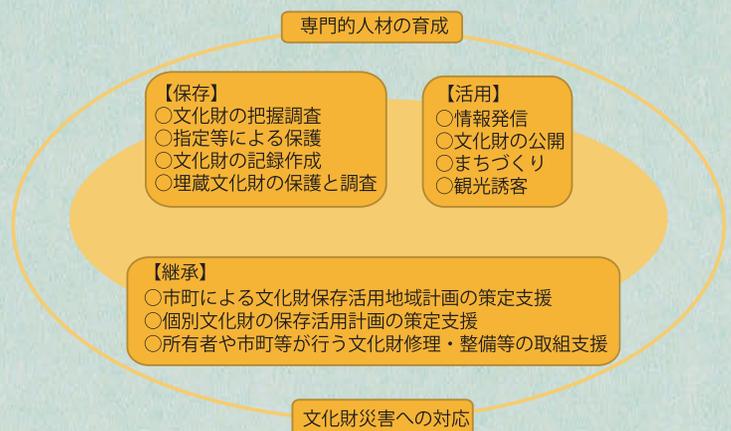
市町が実施する文化財保存活用地域計画について、積極的な支援をします。

○所有者等が行う修理や整備等の取組

文化財の保存・活用の前提となる修理や整備について、必要に応じ、積極的な支援をします。

専門的人材の育成と確保

文化財の保存・活用・継承を担うための人材育成について、県では文化財保護指導委員を含む専門職員の能力向上に努めます。



文化財の保存・活用・継承のための措置



！ 関連文化財群

有形・無形や指定の有無にかかわらず、域内にある様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき、一定のまとまりとしてとらえた複数の文化財のことです。

将来の発生が危惧される南海トラフ地震や、近年多発する水害・火災等の災害に備えた対策と、実際に災害が発生した場合の対応方針を考えておくことは、文化財を守り伝えるための必須事項です。下表では、文化財所有者・地域住人・市町・県について、災害発生前・災害発生直後・災害後の3段階に分け、それぞれの立場で行うことを示しています。



事前の備え ～災害発生前～

災害の発生を前提とした建物の耐震補強や防火設備の設置、そして防災訓練を実施することは重要です。とくに防災訓練は、文化財所有者とその地域にお住まいの方々が連携して実施するのが効果的です。

状態	文化財所有者	地域にお住まいの方	市町	県
災害発生前 (事前の備え)	現況確認(地形条件等) 防災対策・防災訓練等の実施	文化財防災の認識深化 防災訓練等への協力	文化財リストの作成 防災対策状況確認 防災訓練の所有者・地域への呼びかけ 文化財避難場所の検討 防災対策事業への支援	文化財リストの集約 防災対策等の指導 文化財救出研修実施 防災対策事業への支援
災害発生直後	被害状況の状況確認と 関係機関への連絡 文化財への応急対応	関係機関への連絡(可能な範囲で) 文化財への応急対応への協力	域内被害状況確認 県への連絡 文化財への応急対応 所有者への助言と指導	県内被害情報の集約 国への連絡(必要に応じ) 市町への助言と指導 文化財への応急対応
災害後	被災文化財の救出と協力 関係機関への連絡 被災文化財修理等実施に向けての協議	関係機関への被災状況 連絡(可能な範囲で) 被災文化財救出活動への協力	域内被害状況全容把握 県への連絡 被災文化財救出活動 被災文化財修理等実施に向けての協議	県内被害状況全容把握 被災文化財救出活動 被災文化財修理等実施に向けての協議と方針決定

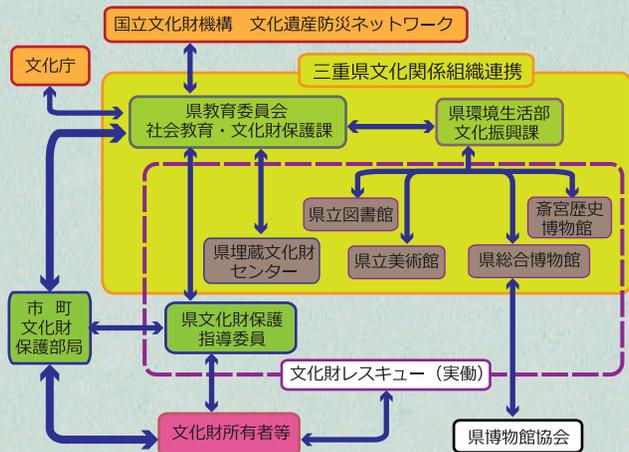
文化財の救出 ～災害発生直後～

実際に災害が発生した場合、その災害が沈静化した後に文化財の救出活動を行います。文化財救出にあたっては、県は市町等と連携し(左下図)、県の文化財担当職員及び県文化財保護指導委員がそれにあたります(右下図)。被災した文化財は、所有者や市町と連携し、可能な限りの応急処置を行います。

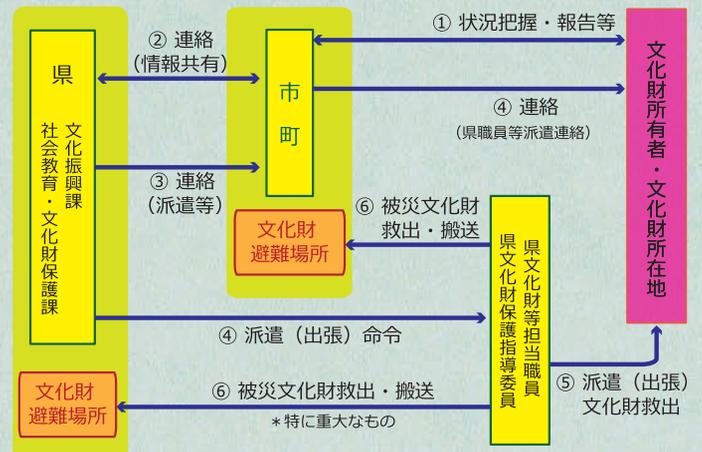
文化財の修理と復旧 ～災害後～

災害の全体像が判明した後は、被災した文化財の修理等を行います。修理に際しては、文化財所有者や市町と連携して、可能な限り速やかな完了を目指します。

なお、東日本大震災(2011年)や熊本地震(2018年)のような大規模災害が発生した場合には、県や市町だけでは対処できないことが想定されます。県では、被害状況の情報収集と併行して、国や国立文化財機構(文化遺産防災ネットワーク)との連絡を密に取り、速やかな対処を目指します。



文化財防災・レスキュー関係図



文化財災害対応チャート

参考：「関連遺産群」の事例

ここでは、第4章で示した県内5地域ごとに、「関連文化財群」の参考事例を挙げてみます。「関連文化財群」は、市町が作成する文化財保存活用地域計画で採り上げられますが、おおよそのイメージを持って頂ければと思います。

文化財の前に付く記号は、つぎのとおりです。◎：国宝・特別史跡 ◎：国指定文化財 ○：県指定文化財
□：市町指定文化財 △：国登録文化財 ◇：無指定文化財

いにしへの“東海湖”と“古木曾川”が育んだ動植物～北勢地域～

今から260万～80万年前という途方もない昔、現在の伊勢湾口から養老山地の奥部にかけて「東海湖」という巨大な湖がありました。「東海湖」は地殻の変動によって次第に北へと追いやられて縮小し、今から80万年前頃には養老山地の付け根付近あたりに小さく残り、その後消滅しましたが、現在の伊勢湾から濃尾平野にかけての地域に巨大な湿原を形成し、「東海丘陵要素」と呼ばれる独特の植物群を育みました。国の天然記念物となっているイヌナシ（桑名市・四日市市）やシデコブシ（四日市市・菰野町）の自生地、山間湿地にあたる嘉例川（桑名市）のヒメタイコウチ生息地などは、かつての「東海湖」の面影を残す文化財なのです。

「東海湖」が形成した巨大な湿原には、「古木曾川」という大河川が流れていました。「古木曾川」の河口は今の神島（鳥羽市）付近だったので、現在の伊勢湾に流れ込む全ての河川がその支流ということになります。その後、地殻の変動で「古木曾川」の下流は海へと変貌し伊勢湾となり、現在のようになりました。「古木曾川」に住んでいたナマズ目ギギ科の淡水魚であるネコギギは、こうして東海地方でのみ確認できる貴重な魚となりました。太古の面影を残す文化財が北勢地域に点在しています。



◎ 多度のイヌナシ自生地

湿地性土壌の周辺にイヌナシが群生しています。春先には小さな白い花を咲かせます。

イヌナシは「マメナシ」とも呼ばれ、直径1cm程度の実をつけます。



◎ 東阿倉川のイヌナシ自生地



◎ 田光のシデコブシ及び湿地性植物群落

自然の谷全体が保護されており、そこに数多くの希少な植物が自生しています。

写真奥の森が指定地の一部で、手前の水田も含め、かつては三ヶ月湖由来の池（大池）がありました。シラタマホシグサ等の東海丘陵要素の植物群が生息しています。



◎ 御池沼沢植物群落



！ ネコギギの生息域

上の図では北勢地域の主な生息地を示していますが、県内には他に中村川（松阪市）流域や櫛田川流域など、良好な生息地が多くあります。



◇ シラタマホシグサ



◎ ネコギギ

戦国時代から江戸時代への推移を体感する文化財～中勢地域～

本県の中央部にあたる中勢地域は、室町・戦国時代（西暦 1400・1500 年代）から江戸時代（西暦 1600～1800 年代前半）にかけての時代に、政治・経済のうえで大きな変化を遂げた地域です。室町・戦国時代には、多気（津市美杉町）を本拠とした北畠氏、長野（津市美里町）を本拠とした長野氏（工藤氏）が、現在の津市・松阪市域等に城館を築いて地域の支配をしていました。また、津市の海岸部にかつて存在した港町「安濃津」は、中国にも名を知れた「日本三津」のひとつです。

江戸時代にはその情勢が一変します。現在の津市域は概ね藤堂（津）藩となり、かつての港町・安濃津には藤堂高虎によって津城が築かれました。松坂城は蒲生氏郷によって築城され、最終的には紀州徳川藩松坂領の城代が入ります。津と松坂には城下町が発達し、伊勢木綿を中心とした商業が発達しました。その息吹を伝える小津家や長谷川家の旧住宅などが松阪市に残されています。津市では、真宗高田派の本山である専修寺が藤堂藩の援助もあって大伽藍を形成し、今に伝えています。



○ 津城跡

藤堂高虎によって造られ、内堀の一部と石垣が残っています。



● 専修寺御影堂・如来堂

境内には多くの江戸時代建造物、寺の周囲には寺内町が広がっています。



◎ 長野氏城跡

石垣が無い山城で、堀切・土塁等が残っています。



◎ 北畠氏館跡庭園

北畠氏館跡の一角にある、池山回遊式の中世庭園です。



◎ 阿坂城跡

北畠氏と織田信長の合戦がここで行われました。



◎ 旧長谷川家住宅

江戸時代の商家住宅を今に伝えています。

！ 南勢志摩地域の城館

北畠氏や愛洲氏の関与が考えられる一之瀬城跡（度会町）や、北畠氏や紀州藩が関与した田丸城跡（玉城町）も重要です。



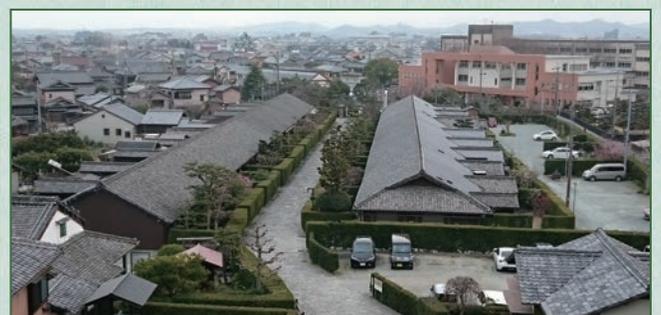
● 本居宣長旧宅

松坂城下町の魚町筋にあり、今は松坂城跡内に移築しています。



◎ 松坂城跡

蒲生氏郷によって天正 16 年（1588）に造られはじめた、石垣造の城跡です。

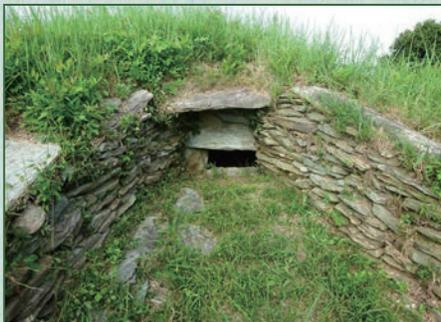


◎ 旧松坂御城番長屋

江戸時代末期の文久 3 年（1863）に建てられた、松坂城を守る武士たちの集合住宅でした。今も住宅として使われ続けています。

海がつなぐ・海にいきる文化財～南勢志摩地域～

リアス海岸が展開する志摩半島から熊野灘沿岸部にかけては、豊富な海の幸と海運に特徴付けられる地域です。複雑な海岸地形は多彩な魚介類を育み、海女漁の技術が発達し、海沿いでは塩の生産が営まれました。また、有史以前から海は遠隔地との交流を司っており、舟運と港が発達していました。港町近隣や海上を行き交う船が目印にする山々には寺社が建立されており、そこは航海の安全を祈る場として多くの人々が集いました。



○ おじょか古墳

1,600年ほど前に造られた、九州地方との交流を示す古墳です。



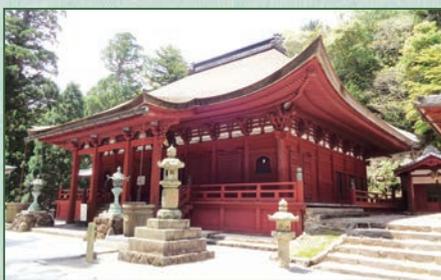
○ 鳥羽城跡

鳥羽の港を見下ろす丘の上にある、九鬼嘉隆が築いた城です。



◎ 鳥羽・志摩の海女漁の技術

伝統的な素潜り技術による漁が海岸沿いで行われています。



◎ 金剛證寺本堂

海上交通祈願だけでなく歴史的に伊勢神宮との関連も深い寺院です。



◎ 庫蔵寺本堂

室町時代末期に建立されました。鮮やかな赤彩が印象的です。

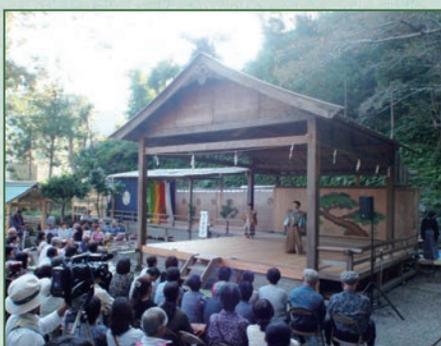
！ 海女漁の技術

海女漁の技術は、鳥羽市・志摩市の沿岸部各地で行われています。



□ 正福寺大門

正福寺には、海上安全を願って多くの絵馬が奉納されています。



○ 賀多神社の能舞台

全国的にも珍しい、江戸時代末期の組み立て式能舞台です。



◇ 浦神社本殿

江戸時代前期に建立された、この地域では珍しい三間社の本殿です。

今につながる戦国時代の地域結合～伊賀地域～

周囲を山に囲まれた伊賀地域では、羯鼓踊りやオオサンショウウオなど、この地域独特の文化財が多くあります。室町時代の城館（中世城館）もそのひとつで域内には約 600 箇所あり、その数は三重県全体の約 60% にあたります。伊賀地域では、中世城館が 2・3 箇所以上ある集落が多く見られます。これは伊賀地域が、強大な権力者（戦国大名）によって支配されていたのではなく、村ごとの有力者が集まることでまとまっていたことを示しています。

彼らは「伊賀惣国一揆」という地域結合をしますが、織田信長に敗れます。信長によって伊賀は壊滅したとよく言われますが、江戸時代に「無足人」という武士的な地元有力者を藩で召し抱える制度があること、土塁のある中世城館がその後も屋敷として現代まで使われていることなどは、信長に破れても地域社会そのものは破壊されず、現代までその伝統を引き継いできたことを示しています。伊賀市の壬生野地区では、今も屋敷として使われる多数の中世城館が見られるほか、春日神社（伊賀市川東）を核とした地域の結合を示す行事が執り行われています。



○ 春日神社拝殿

壬生野地区を象徴する神社です。拝殿は室町時代の部材が大切に使われ続け今に至っています。



○ 霊山山頂遺跡

伊賀を望む霊峰で、山頂から続く南斜面には、鎌倉時代以降の山岳寺院がありました。



◇ 長屋講の座拝（春日神社）

4月の春日神社祭で執り行われる行事で、宮座の名残です。



◇ 中世城館の土塁と屋敷

屋敷の周りには、中世城館時代の土塁がめぐっています。



◇ 丸山城跡

伊賀攻めのため、織田氏が造りました。伊賀では少ない、大規模な山城です。



□ 獅子神楽

春日神社の春・秋祭で執り行われる、獅子と天狗による舞です。敢国神社でもよく似た獅子神楽が催されます。



◎ 上野城跡（伊賀上野城跡）

藤堂高虎が完成させた城郭です。戦国時代には、伊賀惣国一揆のシンボルとなった平楽寺がこの場所にあります。



◎ 赤目の峡谷

渓谷には見事な滝が点在しています。往時の「忍者」修行の場とされています。

山・川・海をめぐる生業と文化財～東紀州地域～

東紀州地域では、山・川・海をめぐる生業が一体となって育まれた文化財群を見ることができます。東紀州の山では良質な木材や炭が生産されました。これらは、北山川・熊野川といった河川を通じ港へ運ばれ、全国へ出荷されました。山の資源では、「紀州鉱山」の名で知られる鉱物資源も著名です。さらに、尾鷲市や熊野市のリアス海岸部で採れる良質な石材は、城の石垣に使うため、遠く江戸（東京都）まで運ばれました。これら「山の幸」を確保するため、室町・戦国時代には各地に城郭が築かれています。赤木城跡（熊野市）は、豊臣秀吉とその配下が豊富な資源のある東紀州を支配するために築きました。

山の斜面には、各地で棚田が造られました。丸山千枚田（熊野市）に代表されるこの景観は、山から流れ出る土砂を防ぐ意味でも大きな役割を果たしています。

山・海・川で営まれる生業は、それぞれが独立しつつも相互に関係しています。文化財はそのことを私たちに教えてくれているのです。



○ 八鬼山町石及び関連石仏群



◇ 曾根の採石場跡

戦国時代末期の伊勢神宮御師の名が多く刻まれており舟運の関係が窺われます。

ここで切り出された石材は海を利用して運ばれ、江戸城の石垣に使われました。



◎ 赤木城跡



□ 京城跡

熊野支配を意図した豊臣秀吉の配下が築きました。当時最新鋭の石垣築造技術が用いられています。

赤木城と新宮（和歌山県新宮市）の間にあります。この城跡では、地元の技術による石垣が見られます。

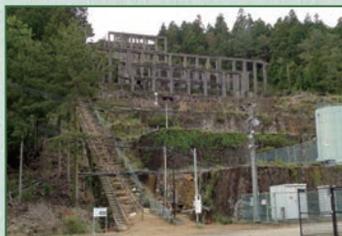


◇ 丸山千枚田

山の斜面に築かれた棚田で、遅くとも江戸時代初期には形成されていたと考えられます。



○ 水車谷鉱山跡



◇ 紀州鉱山精錬所跡

江戸時代の鉱山集落遺跡です。当時の溶解炉、役所跡、墓地などが良好に残っています。

昭和53年まで操業していた精錬所の遺構で、当時の大規模な鉱山経営を今に伝えています。



◎ 瀨峡・北山川

瀨峡を含む北山川は熊野木材を運ぶ大動脈で、かつてはここで筏師が大活躍していました。

三重県文化財保存活用大綱 概要版

発行 令和2年(2020)11月

編集 三重県教育委員会(社会教育・文化財保護課)

三重県津市広明町13 ☎ 059-224-2999

大綱の全文はホームページに掲載しています
<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/bunkazai/>

三重の文化財

検索

